

(別記25)

畑作物産地生産体制確立・強化整備事業
(分みつ糖工場生産性向上整備事業)

第1 事業の内容

本事業は、国内の分みつ糖工場の労働生産性向上に向け、国内産糖の製造に係る施設・設備等について以下の整備に必要な経費を助成する。

- 1 省力化・効率化に向けた機能高度化を目的とした設備及び季節工宿舍等施設の整備
(既存施設・設備の改良を含む。)
- 2 省力化・効率化に向けた作業工程の再構築を目的とした施設・設備の整備

第2 事業実施主体

本事業実施主体は以下に掲げるものとする。

- 1 分みつ糖製造事業者
- 2 市町村
- 3 生産者の組織する団体

第3 事業の実施要件

1 成果目標

成果目標は、以下のとおりとする。

- (1) 第1の1に掲げる整備事業の成果目標は、分みつ糖工場の労働生産性の2%以上の向上とする。
- (2) 第1の2に掲げる整備事業の成果目標は、次のアからウまでのいずれかの取組から設定すること。
 - ア 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
 - イ 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ウ 労働生産性の10%以上の向上

2 目標年度

目標年度は、事業実施年度（複数年度にわたり実施する事業にあつては事業最終年度とする）の翌々年度とする。

3 事業実施期間

第1の1に掲げる整備事業の事業実施期間は、交付決定の日から令和7年3月末までとする。

第1の2に掲げる整備事業の事業実施期間は、事業実施計画に記載した事業実施年度から10年以内とし、全体事業計画に定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業継続ができるものとする。

4 事業の対象地域

事業実施地区は、さとうきびに係る指定地域の区域内とする。

5 事業実施計画の採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (6) 第1の2の取組については、全体事業計画に次の項目がすべて記載されていること。
 - ア 複数年度の事業の全体計画
 - イ 年度別計画（個々の建物、設備等ごとに整理。個々の建物や設備等毎の事業費等を記載。）
- (7) 第1の2の取組については、地域の課題を踏まえ、製糖業者、県及び市町村等地元関係者が十分調整等を行った地域一体の計画であって、地方公共団体が一定程度費用負担を行うことが確実であること。

第4 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県及び市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

また、第1の2の取組について、事業実施主体が既に採択となった事業実施計画に基づき、前年度から継続して事業を実施する場合にあっては、当該事業実施計画を優先的に採択するものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

- (1) 1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、当該実施主体の主たる事務所が存在する区域を管轄する地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める

交付申請書と併せて提出するものとする。

なお、事業実施主体は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (2) 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、事業実施主体が第2の1の場合は別記様式第10号ー3（食品事業者向け）、その他の場合は別記様式第10号ー4（自治体・民間事業者向け）を用いるものとする。

なお、事業実施主体又は本事業により整備された設備等を利用する事業者が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第21条第3号の規定に基づく国内産糖交付金を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、チェックシートを既に提出している場合は、その報告をもってチェックシートの提出に代えることができるものとする。

4 費用対効果分析

- (1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。ただし、北大東島及び南大東島（以下「遠隔離島」という。）に所在する分みつ糖工場の設備等を整備の対象とする国内産糖事業者等の場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合は、費用対効果（投資効率）の算定を要さない。
- (2) 本事業における費用対効果については、別記25ー1「分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」に定める手法又は「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）」の共通7「費用対効果分析について」により算出し、事業実施計画と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

第5 助成等

1 補助対象経費は、以下のとおりとする。

(1) 第1の1の取組

国内の分みつ糖の製造に係る機器及び設備等のうち、省力化・効率化に資する既存設備の改良及び季節工用宿舍等の導入に要する経費。

なお、分みつ糖製造に係る機器及び設備等とは、受入、洗浄、製造、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備、その他国内産糖製造に必要な設備並びにそれらを覆うために必要な建築物及び制御室（機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物）のことをいう。

(2) 第1の2の取組

次に掲げるものとし、その取扱いは、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食農2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

ア 分みつ糖製造に必要な機器・設備の製造及びそれらの設置並びにそれらを覆うために必要な建築物及び制御室（機械設備を集中的に管理運営するために必要な建築物）にかかる工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）

イ 実施設計費

ウ 工事雑費

2 補助の対象となる施設設備等は、次に掲げる基準を満たすものとする。

（1）原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

（2）施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、助成の対象外とするものとする。

（3）成果目標の達成に必要な改修（能力の増強、耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）経費については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し改修等の方が経済的に優れていること。

イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上かつ内部施設の法定耐用年数以上であること。

ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。

（4）施設規模及び能力の決定に当たっては、需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。

3 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、その目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

4 次に掲げる経費は交付の対象外とする。

（1）事業実施主体の自己資金若しくは他の助成により実施中の取組又は既に終了している取組に要する経費

（2）施設用地の整地や改良などの整備

- (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費
- (4) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの
- (5) 国内産糖の製造以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- (6) 対象施設等以外の資産形成（直接的なものに限る。）（例：農地等不動産の取得に対する助成）
- (7) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

5 補助金の返還

地方農政局長等は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合、本要領に定める要件を満たさないことが補助金交付後に判明した場合等にあつては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第6 実施に係る留意事項等

- 1 第1の2の施設等の整備に当たっては、事務手続は事務取扱を準用するものとし、事業実施主体は、あらかじめ県等と調整を図るものとする。
- 2 施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。
- 3 施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。
- 4 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。
 - (2) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であるものとする。
 - (3) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 5 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、事業実施主体は、実施要領第7に定める事業実施状況の報告にあわせて、保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

6 施設の管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応

じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、県知事が適当と認める事業実施主体以外の者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営を委託することができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等及び県知事は、整備事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、地方農政局長等及び県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体を十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

- 7 事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

分みつ糖工場生産性向上整備事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$ （別表1参照）

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び農林畜産業関係補助金等交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の省力化のための整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 分みつ糖製造の省力化に係る効果

(1) 効果の内容

分みつ糖製造の省力化に係る効果は、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

省力化のための設備導入により、工場の稼働率等が向上し、製造コストが削減される効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

省力化のための設備導入により、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

(2) 算出方法

分みつ糖製造の省力化に係る効果の年効果額は、次のア及びイによる算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在の分みつ糖の年間 1 トン当たりの製造コストと整備後の分みつ糖の年間 1 トン当たりの製造コストの差に目標年度における分みつ糖の年間製造量で乗じた額とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費の差とする。

2 その他の効果

1 に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

第 4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第 2 及び第 3 に定めるところに従い、別記様式第 11 号－ 2 により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		